

【参考】出席停止の取扱いについて（5月8日からの変更基準）

・新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒に対する出席停止期間は、「発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とする。

・「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様に、解熱・かつ呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。

・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用をお願いすること。

・出席停止の期間については、短縮することは、基本的に想定されない。

※出典「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（文部科学省）

・この変更により、「登校届」が必要になりました。ご協力よろしくお願い致します。

四條畷西中学校